

◎新潟県告示第773号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年2月12日新潟県告示第129号により指定した形質変更時要届出区域の全部について指定を解除する。

平成26年5月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
加茂市高須町一丁目439番1の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去